

# 第4次笠置町総合計画

## 実施計画

令和5（2023）年度～令和7（2025）年度

令和5年6月

## 目 次

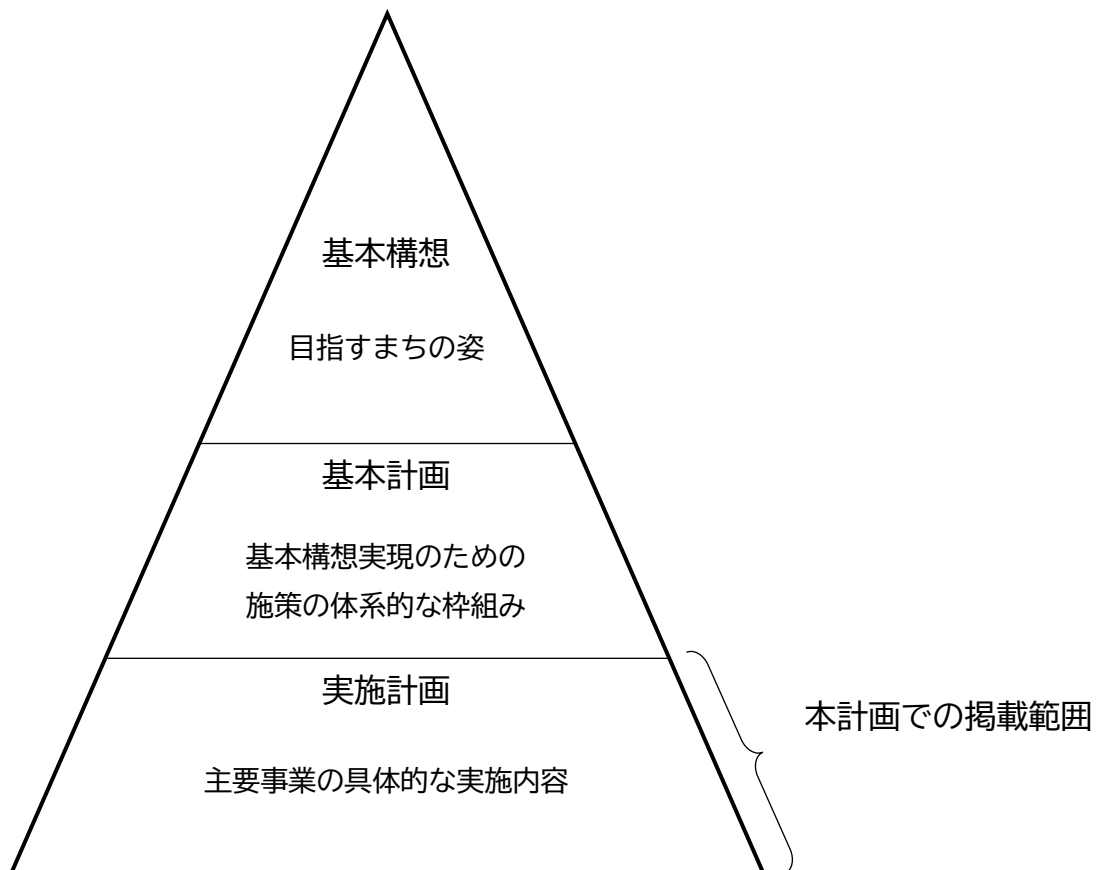
1. 実施計画の策定について	3
2. 基本計画に定めた施策の体系について	4
3. 計画の見方について	5
4. 第4次笠置町総合計画に係る実施事業群	
施策1 住民の健康づくり	7
施策2 保険・年金制度の運用	13
施策3 健やかでたくましい笠置っ子の育成	16
施策4 子育ての支援	20
施策5 人権文化の醸成	23
施策6 高齢期の生活の支援	26
施策7 障がいのある人が暮らしやすいまちづくり	39
施策8 地域福祉の充実	42
施策9 コミュニティ・住民主体のまちづくり	45
施策10 生涯学習・スポーツの振興	46
施策11 移住・定住の促進	48
施策12 タウンプロモーションの展開	49
施策13 農林業の振興	50
施策14 商工業の振興	52
施策15 観光の振興	53
施策16 自然環境の保全と活用	55
施策17 歴史・文化の保全と活用	56
施策18 水の安定供給	57
施策19 快適環境の保全	58
施策20 里山環境の保全	60
施策21 地域防災力の向上	61
施策22 治山治水の推進	63
施策23 防犯・交通安全対策の推進	64
施策24 公営住宅の管理	65
施策25 道路・橋梁等の維持保全・整備	66
施策26 公共交通の利便性の確保	68
施策27 健全な行財政運営	69
施策28 住民利便性の向上	72
施策29 公有財産の適切な管理・運用	74
施策30 行政情報の発信	75

## 1. 実施計画の策定について

令和 4（2022）年 3 月に策定されました第 4 次笠置町総合計画には、基本構想と基本計画を定め、さらに基本計画に示した施策の具体的な事業を盛り込んだ実施計画を策定することにより、まちの将来像として定めている「美しい自然と 史跡に恵まれた心ふれあうまち 笠置」を実現することとしています。

総合計画が令和 4（2022）年 4 月から令和 14（2032）年 3 月までの 10 年間を計画期間としていますが、実施計画はこの計画期間より短い 3 年間を対象期間とし、毎年度ごとに事業の評価・見直しを行い、実施計画に反映・更新させることとしています。初回の実施計画では令和 5（2023）年 4 月から令和 8（2026）年 3 月までをその計画期間とし、具体的な実施事業を掲載しています。

### 【計画の構成イメージ】



## 2. 基本計画に定めた施策の体系について

将来の笠置町を実現するために、第4次笠置町総合計画に定めた基本計画の施策の体系については以下のとおりです。この分野別に分けられた30施策の具体的な事業について本計画では定めています。

分野	施策
1 保健・医療	1 住民の健康づくり
	2 保険・年金制度の運用
2 子ども・子育て	3 健やかでたくましい笠置っ子の育成
	4 子育ての支援
3 地域共生	5 人権文化の醸成
	6 高齢期の生活の支援
	7 障がいのある人が暮らしやすいまちづくり
	8 地域福祉の充実
4 地域活動・交流	9 コミュニティ・住民主体のまちづくり
	10 生涯学習・スポーツの振興
	11 移住・定住の促進
	12 タウンプロモーションの展開
5 産業	13 農林業の振興
	14 商工業の振興
	15 観光の振興
6 自然・歴史・文化	16 自然環境の保全と活用
	17 歴史・文化の保全と活用
7 環境・衛生	18 水の安定供給
	19 快適環境の保全
	20 里山環境の保全
8 防災・安全	21 地域防災力の向上
	22 治山治水の推進
	23 防犯・交通安全対策の推進
9 地域基盤	24 公営住宅の管理
	25 道路・橋梁等の維持保全・整備
	26 公共交通の利便性の確保
10 行財政	27 健全な行財政運営
	28 住民利便性の向上
	29 公有財産の適切な管理・運用
	30 行政情報の発信

### 3. 計画の見方について

第4次笠置町総合計画に係る実施事業群として掲載されている表は、概ね次のように示しています。

予算事業名等を記載しています。

各年度の事業内容などを記載しています。  
前年度と同一の内容の場合は「継続」としています。

事業名	事業概要	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備考	所管課
骨髄ドナー助成事業	公益財団法人日本骨髄バンクが行う骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業において骨髄・末梢血幹細胞の提供をした人に、助成金（骨髄等の提供に係る通院、入院又は、面談の日数に2万円を乗じた額（1回の提供につき、14万円が限度））を支給します。	継続	継続	継続		保健福祉課
健康診査	30歳以上の生活保護受給者や職場で健康診断を受診できない30歳代の方の健康増進を図るため、疾病の早期発見・治療を目的として実施する健康診査で、内容は、特定健康診査、後期高齢者健診に準じています。	健康診査 集団健診：年2会場延べ3回 個別健診：6～10月（町内1医療機関）	継続	継続	R3年度【実績値】 健康診査 集団健診：年2会場延べ3回 個別健診：8～10月（町内1医療機関）	保健福祉課

比較数値として、事業の直近実績を記載しています。

事業・取組みの主となる所管課を記載しています。

#### 4. 第4次笠置町総合計画に係る実施事業群